

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1 環境質の状況

当地域は、兵庫県の南部に位置し、東西に幹線道路、鉄道が貫通し、海陸交通の要衝である。このため、早くから工業化が進み、重化学工業を中心にわが国有数の工業地帯として発展し、人口も着実に増加してきた。

一方、産業活動が活発化し、人口が集積した結果、大気汚染や水質汚濁等の公害が広域化、深刻化してきた。このような状況のもと、兵庫県東部地域において、昭和47年度から、播磨南部地域において、昭和48年度から、また、神戸地域においては、昭和49年度から、それぞれ4度にわたり、公害防止計画を策定し、実施してきた。

さらに、平成4年度からは、これら3地域を一本化し、兵庫地域公害防止計画として2度にわたり計画を策定し、公害の防止に関する諸施策を推進してきたところである。

当地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向が見られるものの、さらに改善を要する状況にある。平成13年度における環境質の状況は次のとおりである。

(1) 大気汚染

二酸化硫黄については、一般大気測定局47局、自動車排出ガス測定局11局のすべてにおいて長期的評価で環境基準を達成している。

二酸化窒素については、一般大気測定局においては49局のすべてにおいて環境基準を達成している。自動車排出ガス測定局においては25局中4局で環境基準を達成していない。

浮遊粒子状物質については、一般大気測定局において、長期的評価は49局中10局で、短期的評価は48局で環境基準を達成していない。自動車排出ガス測定局においては長期的評価は17局中10局で、短期的評価は全局で環境基準を達成していない。

光化学オキシダントについては、43測定局全局で環境基準を達成していない。

一酸化炭素については、一般大気測定局2局、自動車排出ガス測定局23局のすべてにおいて環境基準を達成している。

(2) 水質汚濁

健康項目については、194測定地点のうち187地点で環境基準を達成している。環境基準を達成していない項目は、砒素、ふっ素及びぼう素であり、これらは地質等による自然的な影響である。

生活環境項目については、河川（BOD）において25水域中21水域で、海域（COD）においては19水域中13水域で環境基準を達成している。

湖沼（COD）については、1水域において測定しており、環境基準を達成していない。

また、過去10年間の水質汚濁の推移を環境基準適合状況で見ると、河川では長期的に良化傾向にあり、海域では横ばい傾向にある。湖沼では変動はあるものの長期的にはほぼ横ばいである。

地下水については、調査井戸204本のうち36本の井戸で環境基準を超えており、これらは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、鉛、砒素、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素及びふっ素のいずれかが超過したことによるものである。

(3) 騒音、振動及び悪臭

騒音については、376測定地点のうち、309地点で環境基準を達成している。

自動車騒音については、168測定地点のうち72地点で全時間帯で環境基準を達成しておらず、要請限度が評価できる65地点中5地点で要請限度超過がみられた。

新幹線鉄道騒音については、27測定地点のうち10地点で、航空機騒音については、12測定地点のうち4地点で環境基準を達成していない。

また、苦情件数では、騒音に係るものが605件(55%)と最も多く、次いで悪臭412件(37%)、振動86件(8%)となっている。

2 計画策定理由

当地域には、このように、依然として改善すべき課題が残されていることから、今後も引き続き総合的な公害防止対策を講じていく必要がある。

このため、本公害防止計画は、環境への負荷をできる限り低減し、公害の早急な解決を図るとともに、公害の未然防止の徹底に努めることにより、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定するものである。

第2節 地域の範囲

公害防止計画を策定する地域は、兵庫県の区域のうち、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び播磨町の区域（平成14年6月28日現在の区域）とする。（図1-2-1参照）